

## 港区立がん在宅緩和ケア支援センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と学校法人慈恵大学（以下「乙」という。）は、令和5年4月1日付けで締結した「港区立がん在宅緩和ケア支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第17条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和8年4月1日から適用する。

原協定第17条2項について、次のように改める。

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 清家 愛 印

乙 港区西新橋三丁目25番8号  
学校法人 慈恵大学  
理事長 栗原 敏 印